

高島町新庁舎建設工事 追加指示事項【1回目】

1. 積算についての補足事項の変更

- ・電気設備工事の電灯設備工事について1L-4 (AC) は別途工事とする。

<変更箇所>

1. 庁舎棟 ZEB 化に関わる補足事項

(2) 電気設備工事

【変更前】

- ・【電灯設備工事】：電灯分電盤 1L-1 (AC)、1L-2 (GC)、1L-3 (GC)、1L-4 (GC)、2L-1 (AC)、2L-2 (GC)、3L-1 (AC)、3L-1 (GC)、3L-2 (AC) は別途工事とする。また、補助対象負荷の配管配線工事も別途工事とする。

【変更後】

- ・【電灯設備工事】：電灯分電盤 1L-1 (AC)、1L-2 (GC)、1L-3 (GC)、1L-4 (GC)、2L-1 (AC)、2L-2 (GC)、3L-1 (AC)、3L-1 (GC)、3L-2 (AC)、**1L-4 (AC)** は別途工事とする。また、補助対象負荷の配管配線工事も別途工事とする。